

## 令和2年度 文化芸術活動連携支援事業助成金 募集要項

名古屋市文化施策推進体制準備委員会では、文化芸術の持つ可能性の拡大を促進するため、名古屋における自主的な文化芸術活動を支援いたします。

### 1 趣旨

名古屋には豊かな歴史や文化を背景に今の私たちの生活様式の隅々に行き渡っている様々な文化資源があり、未来にむけて名古屋がこれからも魅力的な場所として認識され、国内外に発信していくことがますます求められています。そこで、様々な分野のアーティストやクリエイターの創造性により、年齢や性別、障害の有無や国籍などにとらわれることのない社会を名古屋の魅力として発信していくクリエイティブな活動に対して助成するものです。

### 2 助成の対象となるジャンル

音楽・演劇・舞踊・伝統芸能・美術・メディア芸術を含めた幅広い文化芸術の分野

### 3 助成金の額

一事業につき上限 100 万円

### 4 助成対象となる事業

#### (1) 対象となる実施期間

令和2年12月7日(月)以降に開催し、令和3年2月28日(日)までに終了する事業

#### (2) 対象となる事業の実施場所

名古屋市内

#### (3) 対象となる事業内容

以下のどちらかの要件を満たすもの

#### A 文化芸術活動チャレンジプログラム

既存事業ではなく、新たにチャレンジする取り組みであり、名古屋市の文化芸術の振興に寄与するプログラムで、例えば以下の取り組みがあれば望ましい。

- 先進性のある取り組み
- 文化芸術の新たな観客層の発掘

#### B 創造活動創出プログラム

文化芸術の新たな価値を創出する活動として取り組む事業で、例えば以下の取り組みがあれば望ましい。

- 年齢や性別、障害の有無や国籍などにとらわれない多様な人々に関わる事業
- あらゆる市民が文化芸術活動に参加できるように機会を提供する事業
- 文化芸術の既存のジャンルを超えた取り組み

## 5 助成対象とならない事業

以下の項目のいずれかに該当するものは申請することができません。

- (1) 名古屋市や公益財団法人名古屋市文化振興事業団が主催、共催する事業
- (2) 名古屋市や公益財団法人名古屋市文化振興事業団から補助金、支援金、助成金、委託費等が支給されている事業または支給を予定されている事業
- (3) 公益財団法人名古屋市文化振興事業団が管理運営する各施設における共催事業や提携事業等
- (4) 教室、学生サークル、同好会、単独の流派等が行う稽古事や習い事等の講習会、発表会等
- (5) コンクール、コンテストを主な目的とするもの
- (6) 連盟等の統括団体（会員組織の親睦や職能に関する共通利益の確保、諸権利擁護などを行っている団体）による活動で、成果の還元先が特定の団体に限られるもの
- (7) 特定の企業名等をタイトルに付す、いわゆる「冠公演」
- (8) 展示物、制作物等の販売活動を主な目的とするもの
- (9) 宗教的または政治的な宣伝・主張を目的とするもの
- (10) 慈善事業への寄付を主な目的とするもの

## 6 申請者の資格

- (1) 以下の項目全てに該当するもの

ア 事業を実施するために必要な費用のうち、自己負担分がある場合は、その調達に関して十分な財務処理能力を有していること。

イ 事業に係る経理、その他事務について適切な管理体制及び処理能力を有していること。

ウ 事業後も文化芸術活動に携わっていく強い意志があること。

エ 助成申請分野での活動実績が、過去最低1年以上あること。

オ 政治活動、宗教活動を目的としていないこと

カ 一次審査（書類）を通過された申請者は、二次審査（プレゼンテーション）において申請事業の説明が必須となるため12月1日（火）の二次審査会に参加できること。

※二次審査は、ご希望に応じて対面あるいはオンラインでの実施となります。

- (2) 申請の資格がない団体・個人

ア 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条例第2条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者

イ 反社会的勢力に該当する、あるいは今後においても反社会的勢力と関係を持つ意思のある者

## 7 助成対象経費

別紙1に掲げる経費が助成対象経費となります。

## 8 申請書の配布

申請書は、名古屋市文化施策推進体制準備委員会事務局（名古屋市中区三丁目18番1号ナディアパーク7階）で配布するほか、ウェブサイトからもダウンロードできます。なお、申請書の郵送をご希望の方は名古屋市文化施策推進体制準備委員会事務局までご連絡ください。

## 9 審査の評価項目

審査の評価項目は以下の5項目です。

### A 文化芸術活動チャレンジプログラム

評価項目	審査基準	配点
公共性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の市民に向けた取り組みになっていないか。</li> <li>・新たな観客層の拡大など、市民への周知は十分に計画されているか。</li> </ul>	20
創造性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・創造的な取り組みになっているか。</li> <li>・先進的な取り組みが含まれているか。</li> </ul>	20
多様性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市の多様性を理解した活動であるか。</li> <li>・新たな観客あるいは参加者の創出に結びつく工夫があるか。</li> </ul>	20
将来性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来的な活動の継続を視野にいれているか。</li> <li>・将来的に社会へのインパクトを与える期待がもてる活動であるか。</li> </ul>	20
実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画、またはスケジュール等が具体的に計画されているか。</li> <li>・収支予算は適切か。</li> </ul>	20
合計		100

### B 創造活動創出プログラム

評価項目	審査基準	配点
公共性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の市民に向けた取り組みになっていないか。</li> <li>・新たな観客層の拡大など、市民への周知は十分に計画されているか。</li> </ul>	20
課題提起力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市の課題等を的確に認識し、提起しているか。</li> <li>・課題等の解決につながる取り組みになっているか。</li> </ul>	20
多様性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢や性別、障害の有無や国籍などにとらわれない多様な人々が関わっているか。</li> <li>・他分野・異業種との協働があるか、またはその計画があるか。</li> </ul>	20
発展性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去の活動実績があり、今後も継続的な活動を行えるか。</li> <li>・今後事業を発展させる展望があるか。</li> </ul>	20
実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画、またはスケジュール等が具体的に計画されているか。</li> <li>・収支予算は適切か。</li> </ul>	20
合計		100

## 10 応募概要

### (1) 申請書類受付期間

令和2年11月4日(木)～11月24日(火)

### (2) 申請書類

次のものを全てそろえ、期日までに提出してください。

#### ア 申請書一式(指定の様式)

1. 助成金交付申請書
2. 収支予算書

#### イ 申請者(申請団体)に関する資料(任意の様式)

1. 定款またはこれに類する規約、会則 ※個人申請の場合は不要
2. 前年度の会計資料 ※個人申請の場合は不要
3. 過去1年間の活動実績を示す資料

チラシ、プログラム・カタログ類、団体パンフレット等

### (3) 提出方法

郵送 ※封筒に「令和2年度文化芸術活動連携支援事業助成金申請書」と朱書きで記入してください。申請後、事務局より電話にて聞き取りを行って受付いたします。

### (4) 注意事項

同じ事業内容でAとBの両方に応募することはできません。また同じ申請者(申請団体)がAとBの両方に採択されることはございません。

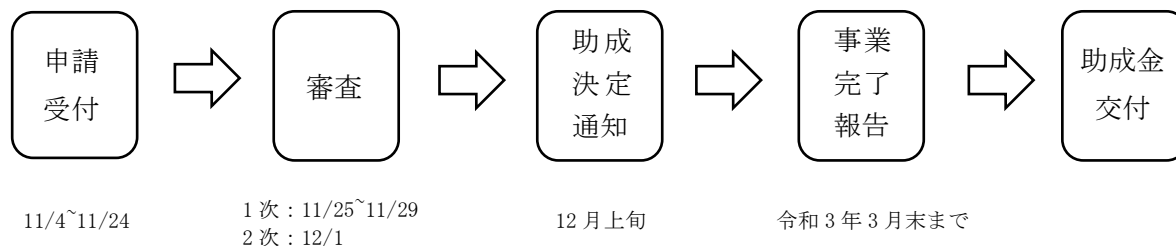
## 11 プログラム・ディレクター及びプログラム・オフィサーによる支援

名古屋市文化施策推進体制準備委員会に所属するプログラム・ディレクター、プログラム・オフィサーによる支援を受けながら、プログラムを実施していただきます。以下のような支援を予定しています。

- (1) プログラムの内容、推進方法に対する支援
- (2) プログラム推進に必要なネットワーク形成支援
- (3) アーティストとの仲介・調整支援
- (4) 地域との調整支援
- (5) 他のプログラムとの連携支援
- (6) 活動を継続していくための助言・支援

## 12 審査の流れ

文化芸術関係者や学識経験者からなる厳正な審査会において一次審査(書類)、二次審査(プレゼンテーション)を通過した事業について、助成金額を決定し、12月上旬に申請者に通知いたします。



(1) 第一次審査（書類）

申請書、収支予算書及び申請者に関する書類による書類審査

※審査結果は11月末までに書面及びメールで通知いたします。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション面接）

第一次審査通過者に対して、プレゼンテーション面接を行います。

ア 面接予定日

令和2年12月1日（火）

イ 面接会場

時間、会場等の詳細については一次審査合格通知と併せてお送りします。

※審査結果の内容については審査員からのコメントや講評を個別にお知らせしますが、詳しい内容については、審査結果通知後1週間以内にお問い合わせください。

1.3 助成事業の実績報告及び助成の確定・交付

助成事業が完了した時は、助成事業完了報告書に領収書の写し等必要な書類を添えて、助成事業完了の日から30日以内に提出するものとします。助成事業完了報告書の提出後、内容審査の上、助成金額を確定し、助成金を交付します。

1.4 事前説明相談会

助成事業についてのご相談を対面もしくはオンライン（Zoom）にて受け付けます。ご希望の方は電話またはメールにてご予約ください。

(1) 日程

日時：①11月8日（日）14:00～15:30（開始30分は全体説明となります）

②11月18日（水）17:30～19:00（開始30分は全体説明となります。）

会場：〒460-0008 名古屋市中区栄三丁目18番1号 ナディアパーク7階

名古屋市文化施策推進体制準備委員会事務所

※ご予約の際には、相談内容、相談分野（音楽・演劇・舞踊・伝統芸能・美術・その他）をお知らせください。

※上記以外の日程をご希望の方、または個別でご相談をご希望の方は、お問い合わせ先までご連絡ください。

1.5 申請書提出先及び問い合わせ先（事前相談会予約先）

名古屋市文化施策推進体制準備委員会

住所：〒460-0008 名古屋市中区栄三丁目18番1号 ナディアパーク7階

e-mail：ac-nagoya@ace.ocn.ne.jp

TEL：052-253-9612 FAX：052-253-9613（受付時間：平日 10時半～17時）

1.6 申請書ダウンロード先

名古屋市文化施策推進体制準備委員会ウェブサイト <https://a-c-n.jp/>

(別紙1)

○助成対象経費

費目	内容
企画制作費	企画制作料、調査費等
出演費、謝金	出演料、アーティストフィー、講師謝金、通訳謝金等
制作費	作品等制作料（脚本、作曲、美術作品、映像編集・制作、デザイン、ロケーション等）、作品等実演費（演出、舞台監督、音響、照明、設置、オペレーションスタッフ等）、賃借料、著作権使用料、記録費等
会場費	会場使用料（付帯設備費を含む）、会場設営費、会場撤去費 等
運搬費	道具運搬費、楽器運搬費、作品運搬費等
旅費	国内交通費等
通信費	通信費、郵送料
広告・印刷費	ウェブサイト制作費、広報費、印刷費等
消耗品費	消耗品費
委託費	業務委託費

※この表に準じて必要な費目を追加することは可能ですが、助成金対象の可否について、事前に確認が必要となります。

※文化庁など他の助成金等で補助対象として計上している経費は対象となりません。

○助成対象とならない経費

○団体等の職員給与等 person fee ○団体等の維持管理費（事務所賃料、光熱水費、生活雑貨等）  
○事務機器・事務用品等の購入・借用費 ○航空・列車・船舶運賃の特別料金（ファーストクラス、ビジネスクラス、グリーン料金等）○ビザ取得代 ○印紙代 ○各種手数料（振込手数料、代引手数料等）○手土産代 ○飲食にかかる経費（取材・打ち合わせ時の飲食代、交際費、接待費、レセプション・パーティー費、打ち上げ費、ケータリング・弁当類）○備品購入費  
○施設整備費 ○自ら設置又は管理する会場等を使用する場合の使用料 ○予備費・雑費等使途が曖昧な経費 等

※これら経費は、外部に委託した場合についても計上できません。